

## 第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業 Q & A

本Q & Aは、第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業の取扱いを明確にするため、同支援事業取扱い要領等の内容を補足するQ & Aです。

## 目 次

### I. 第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業の参加にあたって

### II. 基本的事項について

1. 事業の目的や趣旨は何か。
2. 値引きの上限 500 円（税抜）はどのように設定したのか。
3. 9 月使用分(10 月締め分)から値引きをする理由は。
4. 支援事業には、当社の料金システムを改修する費用等が必要だが、それを理由に支援事業に参加しないことはできるのか。
5. 値引きをするのは 9 月使用分（10 月締め分）とのことだが、当社の締日は毎月 20 日であり、いつの請求から値引きを行えばよいか。
6. お客様の都合で複数月分のガス料金をまとめて請求している。この場合、どのように値引きを行えばよいか。
7. 現金で集金している。ハンディーの「検針票兼請求書」のシステム改修に費用が掛かるので、これまで通りの「検針票兼請求書」で値引きしていないガス料金（税込み）を一旦集金してから、その後に値引き額 500 円に 50 円の消費税を加算した 550 円を消費者に返金し、その分の領収書を消費者から受け取れば、値引きしたことになるか。
8. 地震の影響により家族がばらばらに避難している。どのように値引きを行えばよいか。

### III. 支援対象の消費者について

9. 石川県のLPガス消費者とは、メーターの所在地又は消費者の住所のどちらか。
10. 料金滞納者に対しても値引きするのか。
11. 販売事業者が自社（本社や支店・営業所等）での使用分を値引きしても良いか。

### IV. 販売事業者について

12. 販売事業者は、本事業には必ず参加しなければならないのか。
13. 登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは必要か。

## V. 消費税の取扱いや支援金の会計処理について

14. 外税方式や内税方式など、販売事業者で消費税の表示方法が異なるが、値引きにあたってはどのように表示すればよいか。
15. 値引きは消費税率を乗じる前か、後のどちらの金額で処理するのか。
16. 値引きしたガス料金や事業参加支援金が後日支払われるが、その分の会計処理はどのようにすればよいか。
17. 「税込み」の金額で値引きしたが、助成金は「税抜き」で振り込まれた。販売店は、消費税額分を損しているのではないか。
18. 県からの値引き原資（支援金）を雑収入に計上すると、売上額からその分が除外され、対前年度比較で売上高が大きく減少してしまい、株主や関連企業等への説明に困る。県からの助成金を売上高に計上したいが、問題がないか。

## VI. 消費者との契約形態について

19. 2世帯住宅は、それぞれ対象となるのか。
20. 1世帯に複数メーターを取り付けているケースでは、今回の値引きではどのようにするのか。

## VII. 申請手続きについて

21. 申請手続きの書類について、提出期限があるのか。
22. 県内に一般消費者等がいる営業所等が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所等から申請するのか。

## VIII. 抽出検査について

23. 抽出検査の結果、10月締め分の請求分で値引きを忘れていたことが判明した。値引きを忘れていた分を11月締め分の請求で値引きしてもよいか。
24. 抽出検査の結果、税込価格から値引き額500円（税抜）に50円の消費税を加算せずに値引きをしていることがわかった場合、どうしたらよいか。

## I. 第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業の参加にあたって

今回の料金負担軽減支援事業は、国の地方創生臨時交付金を活用した石川県補助事業であり、公金を各販売事業者にお支払いすることから、販売事業者が値引きした事実を国の会計検査院に説明できるよう証拠書類の提出が義務付けられています。**証拠書類を提出できない場合は、たとえ値引きしていても助成金の交付を受けられません。**このようなケースでは、販売事業者への救済措置はありませんので、事業参加にあたっては、十分に内容をご理解して頂いたうえで、交付申請兼実績報告書類をご提出ください。

なお、今回の支援事業について必要な証拠書類の確保が難しいと考え、事業への参加をあきらめる前に、一度事務センターに自社の状況をご相談頂くようお願いいたします。(※事務センターでは証拠書類に関する詳細な説明を行っています。)

### 事業参加条件

① ガス料金から、500 円（税抜・限度額）を値引きしている。

→値引き額：1回 500 円（税抜・限度額）のみ

②お客様に対して、「石川県の支援により、今月のガス料金は500円（税抜）値引きされています。」と明示している。

→検針票、請求書、領収書、インターネット上の料金明細書等に明示している。

③証拠書類の確保と提出

値引きしたことがわかる証拠書類と消費者に値引きを明示したことがわかる証拠書類について、お客様別に保存しており、指定されたお客様（コード番号）の証拠書類を提出できる。

→事務センターが指定した顧客コード番号の「検針票、請求書、領収書、インターネット上の料金明細書等（スクリーンショット）」のコピーが提出できる。

## II. 基本的事項について

1. 事業の目的や趣旨は何か。

令和7年度の国の一般会計予備費の使用が閣議決定され、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、第1回～第3回事業と同様に、国の支援対象とならない石川県内のLPガス一般消費者等に対して、事業者を通じた利用料金の値引きにより負担軽減を図ることとしております。

2. 値引きの上限500円（税抜）はどのように設定したのか。

令和3年からのLPガス料金価格上昇額に政府の都市ガスと同様の支援率を乗じて、支援額を500円としました。

3. 9月使用分(10月締め分)から値引きをする理由は。

令和7年5月27日に、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金の増額が閣議決定され、これを受けて、県では6月補正予算で当該事業を予算化しました。

また、第3回事業の終了時期を鑑み、第4回事業については販売店にとってある程度の期間が経過した9月使用分(10月締め分)としました。

4. 支援事業には、当社の料金システムを改修する費用等が必要だが、それを理由に支援事業に参加しないことはできるのか。

今回の料金値引き事業は、石川県に居住している液化石油ガス法に基づく一般消費者等に対して値引きを行うため、県が予算措置した事業です。このため、LPガスを使用している全ての石川県民は等しく支援金の恩恵を受ける権利があると言えます。

また、第3回事業より、県ではLPガス販売事業者の方が事業に参加しやすいよう、契約している一般消費者1件当たりの事業参加支援金をこれまでの50円から100円に値上げするとともに、1販売事業者当たり5,000円の「事業参加基本金」を、値引き原資とは別にお支払いすることとしています。

都市ガス・電気と同様に、貴販売店のお客様に対する料金軽減事業に、是非ともご参加いただきますようお願いいたします。

5. 値引きをするのは9月使用分(10月締め分)とのことだが、当社の締日は毎月20日であり、いつの請求から値引きを行えばよいか。

販売事業者ごとに各月の売上額を確定する「締日」が設定されていますが、締め日が毎月20日だとすると、①8月21日～9月20日の期間と②9月21日～10月20日までの期間の2つの期間で9月使用分が重なることとなります。値引き事業は、単月の値引きなので原則として②の10月20日締め分の請求額(10月請求分)から値引きしてください。

6. お客様の都合で複数月分のガス料金をまとめて請求している。この場合、どのように値引きを行えばよいか。

値引き対象月のガス料金(基本料金+従量料金)に対して値引きをしてください。また、抽出検査の際に値引きの事実が確認できる書類(値引き額が明示された検針票、値引き額が明示された請求書、Web明細等)のコピーを提出いただくため、対象月分の書類を準備していただく必要があります。

例：年金対応の現金集金の場合

2か月に1回の集金の場合でも、領収書は1か月分のを2枚作成し、集金時にまとめてお渡しください。対象月分の領収書の写しが抽出検査の際に提出する書類となります。

7. 現金で集金している。ハンディーの「検針票兼請求書」のシステム改修に費用が掛かるので、これまで通りの「検針票兼請求書」で値引きしていないガス料金（税込み）を一旦集金してから、その後に値引き額 500 円に 50 円の消費税を加算した 550 円を消費者に返金し、その分の領収書を消費者から受け取れば、値引きしたことになるか。

値引きしていないガス料金を一旦消費者から受領した後に、その場で値引き相当額を現金で返金する方法は、助成金交付要綱や支援事業取扱要領では想定されていません。

このため、たとえ現金集金に限った場合であっても、「現金返金方式」の値引き方法では、最初からガス料金を値引いてほしいという消費者の要望に対応できていないので、現金返金方式での値引きは採用しないようお願いします。

8. 地震の影響により家族がばらばらに避難している。どのように値引きを行えばよいか。

原則として、助成の対象は、令和 7 年 10 月請求時点で LP ガスを使用している世帯ごとになります。例えば、地震前に同居していた場合でも、令和 7 年 10 月締め時点で、個人がそれぞれ別居となり、各々販売契約を締結している場合は、それぞれが値引きの対象となります。

### III. 支援対象の消費者について

9. 石川県の LP ガス消費者とは、メーターの所在地又は消費者の住所のどちらか。

石川県内に設置されたメーターの所在地が値引き対象となります。消費者の住所は、石川県内外を問いません。

10. 料金滞納者に対しても値引きするのか。

本事業は、石川県に居住している LP ガス利用者に対して等しく値引きを行うものであり、料金滞納を理由に値引きを拒否することはありません。

このため、料金滞納者に対しても、値引きした料金で該当月の請求書を送付してください。今回の値引き事業と顧客の料金滞納は、別にご対応願います。

11. 販売事業者が自社（本社や支店・営業所等）での使用分を値引きしても良いか。

本事業では、自社使用分は値引きの対象となりません。

## IV. 販売事業者について

12. 販売事業者は、本事業には必ず参加しなければならないのか。

都市ガスと同様に、県内のＬＰガス一般消費者等の負担軽減を図るためには、ＬＰガス販売事業者を通じた支援が不可欠であることから、該当する全ての事業者におかれては、お客様との信頼関係を維持・発展していくためにも、今回の値引事業にご理解・ご協力を頂くようお願い致します。なお、能登半島地震や奥能登豪雨等の特別の理由で値引き事業に参加できない販売店は、県協会から送付された書類に同封されている「事業不参加届」を県協会まで送付して下さい。（ＦＡＸ送信可）

また、事業不参加の販売店のお客様から、石川県や県協会、事務センターに問合せ等が入った場合は、事業不参加販売店には、お客様に対する説明責任が発生しますのでご注意ください。（石川県及び石川県エルピーガス協会、事務センターでは、事業不参加に伴うお客様からのクレームには、対応できませんのでご了承下さい。）

13. 登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは必要か。

行政機関への手続きは必要ありませんが、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付する義務は発生いたします。

詳細については、中部経済産業局自然エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（052-951-2820）又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（076-432-5589）まで、お問合せください。

## IV. 消費税の取扱いや支援金の会計処理について

14. 外税方式や内税方式など、販売事業者で消費税の表示方法が異なるが、値引きにあたってはどのように表示すればよいか。

仮に基本料と従量料金の合計が、税抜価格で 3,000 円の場合では、請求額は以下の金額となります。

$$\begin{aligned} \text{・ 値引き後の請求額} & (3,000 \text{ 円 (税抜)} - 500 \text{ 円 (税抜)}) \times 1.1 \\ & = 2,500 \text{ 円 (税抜)} \times 1.1 = 2,750 \text{ 円 (2,500 円} + 250 \text{ 円} = 2,750 \text{ 円)} \end{aligned}$$

お客様への請求書の記載方法は各社で異なりますが、基本的に以下の表示方法を参考としてください。

外税方式

|          |         |
|----------|---------|
| 基本料金     | 1,400 円 |
| 従量料金     | 1,600 円 |
| 設備料金     | 0 円     |
| 石川県支援値引分 | ▲500 円  |
| 合計       | 2,500 円 |
| 消費税      | 250 円   |
| 請求額      | 2,750 円 |

内税方式（税込計算）

|               |         |
|---------------|---------|
| 基本料金          | 1,540 円 |
| 従量料金          | 1,760 円 |
| 設備料金          | 0 円     |
| 石川県支援値引分      | ▲550 円  |
| 合計            | 2,750 円 |
| (うち消費税 250 円) |         |

- ① 外税方式、内税方式いずれの場合も上記の設例では、借受消費税 250 円となります。
- ② 値引きした 500 円は、LPG ガス利用者への石川県の補助金ですので不課税取引となります。

15. 値引きは消費税率を乗じる前か、後のどちらの金額で処理するのか。

値引きは消費税率の乗ずる前の元値（本体価格）から行います。

16. 値引きしたガス料金や事業参加支援金が後日支払われるが、その分の会計処理はどのようにすればよいか。

値引きした分の料金や事業参加支援金は、売上ではなく県からの補助金となりますので、収入科目としては補助金収入、又は雑収入で会計処理してください。

17. 「税込み」の金額で値引きしたが、助成金は「税抜き」で振り込まれた。販売店は、消費税額分を損しているのではないか。

値引きしたガス料金に対して、県から「値引原資」分として助成金が支払われますが、この助成金は県にガスを販売した対価（売上金）ではなく、お客様から本来なら頂くべきガスの売上金を県が補助金として補填したもののなので、ガスの売上には該当しません。

値引きしたガス料金の消費税については、売上ではなく補助金であることから消費税は、「不課税」扱いとなります。このため、税務署に提出する消費税計算書には、県からの値引き原資については、ガスの売上額に含まないでください。（ガス販売代金ではないため、販売店が消費税分を負担したことにはなりません。）

- ・ 値引きしたガス料金の本体価格は、県からの補助金として販売店の営業外収入（雑収入）となる。
- ・ 値引きしたガス料金の本体価格は、ガス料金の売上額ではない雑収入であるため、消費税の対象外（不課税）となる。
- ・ 従って消費税の対象となる売上ではないため、値引き分の消費税については、販売店は負担していない。（損をしていない）

また、1戸当たり100円の事業参加支援金や5,000円の事業参加支援金基本金も、石川県からの補助金なので、ガスの販売代金に計上するのではなく、補助金収入や雑収入の営業外収入として会計処理して下さい。（事業参加支援金は、値引きするために必要な業務の対価ではなく、事業に協力した販売店に対する石川県からの補助金として会計処理して下さい。）

18. 県からの値引き原資（支援金）を雑収入に計上すると、売上額からその分が除外され、対前年度比較で売上高が大きく減少してしまい、株主や関連企業等への説明に困る。県からの助成金を売上高に計上したいが、問題がないか。

原則は国・地方公共団体からの支援事業助成金であり、営業外収益として計上すべきですが、値引き事業は従来の助成事業とは性格が異なり、消費者の負担軽減を目的とする支援事業であり、事業者が値引き料金を肩代わりしていることから、県が収益（売上高）を補填することを目的として支援金を交付しています。そのため、売上先は従来の一般顧客からではありませんが、売上の一部とする見解も成立します。

従って、売上項目の一区分として、「料金負担軽減支援事業売上（不課税売上）」とすることもできます。この場合、消費税については、国・地方公共団体からの助成金であり元々不課税ですので、課税売上割合にも反映されません。（売上に計上したとしても、消費税の対象外として下さい。）

## V. 消費者との契約形態について

19. 2世帯住宅は、それぞれ対象となるのか。

同一敷地内であっても、世帯ごとに契約していれば、それぞれが助成の対象となります。契約が一括となっている場合は、支援対象も1件となります。

20. 1世帯に複数メーターを取付けているケースでは、今回の値引ではどのようにするのか。

複数メーターを取り付けている場合であっても、複数契約となっている場合はそれぞれが助成の対象となり、契約が一括となっている場合は支援対象も1件となります。

なお、複数契約となっている顧客で、顧客コードが1つしかない場合は、値引き実績一覧表および証拠書類の顧客コードに枝番を付けて記載してください。

## VI. 申請手続きについて

21. 申請手続きの書類について、提出期限があるのか。

助成金の交付申請兼実績報告書等すべての申請書類は、請求書を出した時点で速やかに事務センターに原則メール（又は郵便）で提出してください。

**提出期限は 2025 年 11 月 25 日（火）17 時までです。**

なお、消費者の銀行口座からの自動引き落としや、クレジットカードの引き落としを待つ必要はなく、請求書を発送した時点で、交付申請兼実績報告書等を提出してください。（ガス料金の入金確認は不要です。）

22. 県内に一般消費者等がいる営業所等が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所等から申請するのか。

第 1 回から第 3 回事業と同じ事業所単位となります。本社一括申請した販売店は、第 4 回事業でも本社一括申請となります。

なお、営業所の統廃合等のやむを得ない事由がある場合に限り、事業所単位を変更することが可能です。

申請事業所に変更がある場合は、事前に事務センターに連絡の上、事務センターの指示に沿って書類の提出をお願いします。

※様式第 1 号別紙 1 事業者登録書及び様式第 1 号別紙 2 振込先確認書の提出が必要です。

## VII. 抽出検査について

23. 抽出検査の結果、一部の顧客について 10 月締め分の請求で値引きを忘れていたことが判明した。値引きを忘れていた分を 11 月締め分の請求で値引きしてもよいか。

値引きを忘れたことは、故意ではないと承知していますが、翌月の 11 月締め分の請求書での値引きは認められません。よって、支援金の支払いもできません。なお、このようなケースがあれば、県協会・事務センターによる合同立ち入り調査により、全消費者の値引き事実を確認させていただきますので、くれぐれも値引き忘れが無いようにご注意ください。

24. 抽出検査の結果、税込価格から値引き額 500 円（税抜）に 50 円の消費税を加算せずに値引きをしていることがわかった場合、どうしたらよいか。

税込み価格から値引き額 500 円（税抜）に 50 円の消費税を加算せずに値引きをした場合、値引き額 500 円を「消費税込みの金額」として値引きしていることとなるため、例として、税抜の値引き金額は以下の計算となります。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{ガス料金} : 2,200 \text{ 円 (税込)} - 500 \text{ 円 (税込)} = 1,700 \text{ 円 (税込)} \\ & \Rightarrow 500 \text{ 円 (税込)} \div 1.1 = 454 \text{ 円 (税抜)} \end{aligned}$$

本事業では、値引きは消費税率の乗ずる前の元値（本体価格）から 500 円（税抜）を値引きするため、この場合は 454 円（税抜）しか値引いていないことから、支援金は 454 円の支給となります。